

1 法律に基づいて設置した機関です

- ①**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項（廃棄物減量等推進審議会）
 - 1 市町村はその区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
 - 2 廃棄物処理等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。
- ②**地方自治法第138条の4第3項**

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
- ③審議会は市長の諮問に応じて実施し、委員の皆様からいただいた意見等は答申として取りまとめ、市長に報告します。

2 ご意見等をいただく事項

- ①一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画に掲げている施策に対する点検・評価
- ②新たに実施する施策に対する意見
- ③一般廃棄物処理基本計画の中間年（令和6年度）における施策の見直しや、令和8年度に行う一般廃棄物処基本計画策定に当たっての提言
- ④厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例等の改正に対する意見
- ⑤ごみ減量リサイクルポスター及びごみ収集車イメージアップ絵画の審査 など